

鷺宮高校 社会科FW・活動通信 Vol.44(2026. 3 月)

社会科同好会編③⑤ 「第 6 回 弁護士トーク 弁護士視点の平和の憲法論」

2026 年 3 月 13 日(金)午後、社会科室で、生徒 9 名+教員 5 名(社会科 4 名、養護教諭)で、弁護士の太田さんからお話を聞いて、意見交換する「弁護士トーク会」の第 6 回を開催しました。

まず、最近の戦争関連の大きなニュースとして、2 月からアメリカ・イスラエルがイランに対して大規模な軍事作戦をおこなっていることを取り上げ、冷戦期からの歴史的経緯や世界や日本に対する影響について確認しました。その後、憲法前文や第 9 条(戦争禁止条項)について説明していただき、お話をふまえて生徒が考えた質問について 1 つずつ検討しました。

太田弁護士の「リーガルマインドを持ってほしい。法律を変えるか変えないかを判断する際には、法律がその目的を達成できているかどうか、到達度を考えてみて」という言葉が印象的でした。

生徒から出た質問を一部、紹介します

- ◇核保有国のアメリカが「イランは核を持つてはいけない」と言うのはどうしてなのか？
- ◇アメリカやイランには、日本国憲法 9 条のような武力行使を禁止する法律はないのか？
- ◇9 条を改正したら、自分の身は自分で守ることになるのか？アメリカ軍とのつながりはどうなるのか？
- ◇石油などの経済面で日本は今後どうなっていくと思うか？
- ◇熊本県への長射程ミサイルの導入についてどう考えるか？
- ◇もし日本が攻撃されそうになったら、どうやって回避すればいいのか？

生徒の感想を一部、紹介します

- ◆問題点を丁寧に教えてくれて分かりやすかったです。
- ◆アメリカによるイランへの軍事作戦が、過去とつながって今に至っていることを知り、驚きました。
- ◆イランへの攻撃があってから、トランプ大統領の動画を見たり、少し調べたりしていたけれど、法律的に考えたことがなかったから、お話を聞いてよかった。もっと知識をつけて、どうしてこの争いが起きているのかを考えていきたい。
- ◆第 2 次世界大戦後、憲法 9 条が出来て戦争による死者が 0 人になっている今、目的は大いに達成されていると思う。そこが、以前の弁護士トークであった「憲法は(権力に対する)抑止力であり、国も人々を苦しめたい(罰したい)訳ではない」という本来の在り方なのだろうと思った。…
- ◆憲法によって日本は加害者にならない努力をしている。他の国も憲法などで武力行使を禁止して、人間には言葉があるので口喧嘩をしてほしいと思った。
- ◆(日本の憲法だけでなく)国際法によって戦争が禁止されていることを知ることができた。

